

## 参 加 要 領

### 1 公募に対する事項

- (1) 契約件名 総合健康診査業務  
(2) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 2 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (5) 本件に関する参加条件を全て満たしている者であること。
- イ 業務実施機関の所在地が東京都、千葉県、神奈川県及び埼玉県内であること。
- ロ 一業務実施機関における令和7年12月末現在年間総受検者数が500名以上であること。なお、集計期間は令和7年1月から令和7年12月末までとする。
- ハ 「検査項目一覧表」に掲げる検査項目を含む総合健康診査業務が実施可能であり、その費用は以下の金額で提供できること。
- (イ) 日帰り式 54,000円以下（税込）  
(ロ) 1泊2日式 102,000円以下（税込）
- ニ 「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報の取扱いに関する内部規定やマニュアルの作成等（漏えい等の防止策等）必要な措置を講じていること。
- また、契約の解除後又は契約期間満了後も同様の措置を講ずることができる。

### 3 申込書の提出期限及び場所

参加を希望する者は、上記2に掲げた条件を満たす場合には、提出期限までに申込書等必要書類（以下「申込書等」という。）を提出すること。

- (1) 申込先 〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1  
財務省大臣官房会計課契約第2係  
電話 03-3581-4111（内線2141）
- (2) 提出期限 令和8年3月9日（月）12時00分まで（必着）
- (3) 受付期間 平日9時30分から12時00分、13時00分から17時30分
- (4) 提出書類
- イ 申込書（様式第1号）  
なお、申込書は業務実施施設ごとに作成する。
- ロ 検査項目一覧表（様式第2号）
- ハ 添付書類
- (イ) 総合健康診査業務に関するパンフレット（検査項目及び内容並びに通常料金が表示されているもの）  
(ロ) 総合健康診査結果報告書の様式  
(ハ) 法人概要書（任意様式）、ただし、個人事業者の場合は履歴書（任意様式）
- (ニ) 「指名停止等に関する申出書」1部（様式第4号）及び「誓約書」（役員等名簿を含む。）1部（様式第5号）を提出すること。
- (ホ) 健診施設見取り図  
(ヘ) 受付手順書  
(ト) 個人情報の取扱いに関する内部規定やマニュアルに関する書類
- ニ 委任状（様式第3号）（必要である場合）
- ホ 業務の一部再委託の内容（様式第6号）（業務の一部を再委託する場合）

(5) 提出方法 申込書等の提出は、次のいずれかの方法により提出すること。

イ 紙による提出

紙による申込書等の提出を希望する場合には、上記（1）の場所に提出すること。

ロ 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）による提出

郵便等による申込書等の提出を希望する場合は、上記（1）あてに提出すること。

ハ 上記イ及びロ以外の方法による申込書等の提出を希望する場合には、上記（2）に示す申込書等の提出期限までに上記（1）の申込先に連絡すること。

#### 4 申込書の無効

次の各号に該当する申込書等は無効とする。

- (1) 上記2に示した公募に参加する者に必要な資格のない者及び参加に関する条件に違反した者の提出した申込書等。
- (2) 参加者の氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）の記載がない申込書等（代理人が参加する場合は、参加者の氏名のほか、代理人の氏名を併せて記入すること。）
- (3) 記載内容を訂正した申込書等であって、その訂正について参加者又は代理人が訂正したことが明らかでない申込書等。
- (4) 参加者の氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）又は代理人の氏名が明確でない申込書等。
- (5) 申込書等の日付が不明である、又は申込書等の提出期限よりも後の日付が記載された申込書等。

#### 5 契約者の決定方法

上記申込書等必要書類を提出した者のうち、上記2に掲げた条件を満たす全ての者と契約する。

また、決定の通知は、提示した条件が全て満たしているかの確認を行い、令和8年3月19日（木）頃連絡する。

#### 6 その他

(1) 申込及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否  
要する。

(3) 契約条項  
別添「契約書（案）」による。

(4) 支払の条件  
別添「契約書（案）」による。

(5) 「参加要領」の取扱い  
参加要領は、「総合健康診査業務」のためのものであり、他の目的に使用することは禁止する。

(6) その他

イ 本件に参加するために生じる一切の費用は、参加者の負担とする。

ロ 郵便等による申込書等を送付する場合には、封筒に『総合健康診査業務』と朱書きし、書留郵便により上記3（2）の受領期限までに必着するように送付しなければならない。

ハ 参加者は、業務の一部を再委託する場合には、契約締結後速やかに「業務委託承認申請書」（様式第7号）を提出し、承認を受けること。なお、再委託の相手からさらに第三者に委託が行われる場合も同様とする。

ニ 上記3（4）に規定する書類を提出し、審査に合格した場合であっても、再委託の内容について契約締結後にすべてを受け入れることを確約するものではないことに留意すること。

ホ 本件公募に係る契約は、令和8年度予算が成立し、予算の執行が可能となったときをもって、契約締結日とする。本件の場合には、令和8年度予算が令和7年度内に成立することを前提とすれば、契約締結日は、令和8年4月1日となる。

- なお、共済組合との契約について、契約締結、履行確認、支払等は共済組合の支部が行う。
- ～ 受検予定者数は約 882 名を見込むが、複数の検査機関との契約となり、受検先は受検者が任意に選択するため、必ずしも受検されるとは限らない。
- ト この参加要領に記載されていない事項については、当省担当職員と協議の上決定する。

## 申込書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
財務省大臣官房会計課長 殿

名 称

代表者名

### 総合健康診査業務に関する申込書

公募に参加する者に必要な資格及び本件に関する参加条件を全て満たしているので  
申込みます。

#### 1 申込者の概要

ふりがな 名 称 (屋 号)		法人格 の有無
所 在 地	郵便番号 住 所 電話番号 F A X	
業務実施施設（以下 「施設」という。）ご との所在地 (公募参加要領2(5)イ)	健診機関名及び機関番号 郵便番号 住 所 電話番号 F A X	
担 当 者 職名・氏名		

2 総合健康診査、オプション検査内容及び金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

各健診内容について受託し、申込みの有無について該当欄に○を記載すること。

なお、受託申込みを行う金額は、税込みの金額を記載し、申込みを行わないものについては、金額欄に斜線等をすること。

また、総合健康診査の金額については、公募参加要領2（5）ハに掲げる金額の範囲内で記載すること。

健診内容		受託申込の有無	金額 (税込金額)
●総合健康診査			
日帰り式	胃部エックス線あり	有・無	円
	同なし	有・無	円
1泊2日式	胃部エックス線あり	有・無	円
	同なし	有・無	円
●オプション検査			
胃内視鏡検査（上部消化管）（注1）		有・無	円
喀痰細胞診検査		有・無	円
乳がん検査	視触診	有・無	円
	エックス線（マンモグラフィー）	有・無	円
	マンモグラフィー及び視触診	有・無	円
	乳腺超音波（エコー）	有・無	円
	乳腺超音波及び視触診	有・無	円
	マンモグラフィー及び乳腺超音波	有・無	円
子宮頸がん検査		有・無	円
脳ドック検査		有・無	円

注1) 胃内視鏡検査（上部消化管）の金額欄には、胃部エックス線検査に替えて受診する場合に発生する追加料金を記載すること。

注2) 健診内容で、複数のコースがある場合は、金額欄に「別紙のとおり」と記載し、詳細が分かるものを添付する。

### 3 検査項目

申込者が実施する検診項目について、様式第2号に掲げる検査項目を実施するものに○を付け、記載がない場合は検査項目を追記して○を記載すること。

また、その検査を実施することが確認できる資料（受診案内等）を添付すること。

検査項目は、仕様書別紙1に掲げる検査項目一覧表を全て満たし、かつ高齢者の医療の確保に関する法律（昭57.8.17 法80）に基づく特定健康診査の質問項目及び検査項目を含みます。

### 4 施設の概要

1	施設設立年月日	年 月 日
2	年間総受診者数 (令和7年12月末現在) (公募参加要領2(5)ロ)	人 (令和7年1月から令和7年12月における受検者数 が500名以上)
3	施設で作成しているマニ ュアル	(1) 以下に記載したマニュアルの有無 大規模災害時の対応マニュアル( 有 · 無 ) 事故発生防止マニュアル( 有 · 無 ) トラブル発生時の対応マニュアル( 有 · 無 ) 感染防止マニュアル( 有 · 無 ) 廃棄物処理マニュアル( 有 · 無 ) 情報機器のトラブル対応マニュアル( 有 · 無 ) 検査機器の取り扱いマニュアル( 有 · 無 ) 受診者対応・接遇マニュアル( 有 · 無 ) (2) その他、作成しているマニュアル
4	顔認証付きカードリーダーの設置状況(マイナ 保険証の利用可否)	顔認証付きカードリーダーの設置( 有 · 無 )

### 5 その他の事項

(上記記載事項のほか、特記すべき事項がありましたら記載してください。)

## 検査項目一覧表

## 1 総合健康診査

検査項目	検査内容	確認 (実施可能なものに○)	
		日帰り式	1泊2日
既往歴及び業務歴			
自覚(他覚)症状の検査	問診、視診、触診、聴診など		
身体計測	身長、体重、腹囲、B M I 、肥満度		
血圧測定	収縮期、拡張期		
視力	矯正視力		
眼底	両眼		
眼圧	両眼		
聴力	1 0 0 0 H z 、 4 0 0 0 H z		
胸部X線撮影	正面、側面		
尿検査	p H 、比重、蛋白、糖、ウロビリノーゲン、潜血、尿沈渣、ケトン体		
心電図	安静時心電図		
血液検査	総コレステロール、H D Lコレステロール、L D Lコレステロール、中性脂肪、βリポ蛋白、G O T 、G P T 、γ-G T P 、A L P 、L A P 、L D H 、総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、A/G比、アミラーゼ、コリエンステラーゼ、アルブミン、グルコース、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、N a 、C l 、K 、C a 、P 、血清鉄、赤血球数、白血球数、ヘモグロビン、ヘマトクリット、血小板数、血液像、白血球像、H b A 1 c 、M C V 、M C H 、M C H C 、梅毒検査、H B s 抗原、H C V 抗体、C R P 定量、蛋白分画、血糖、e G F R 、N o n-H D Lコレステロール		
上部消化管X線撮影 又は内視鏡検査	胃、食道、十二指腸		
便潜血検査	免疫学的2日法		
腹部超音波	胆嚢、肝臓、脾臓、腎臓、脾臓		
肺機能検査	肺活量実測値、%肺活量、1秒量、1秒率		
	(以下、独自に実施する検査項目があれば記載して下さい)		

※検査内容について、他の検査方法によっても同様の結果が得られると認められる場合で、検査方法を変更することができる場合は、その検査方法を記載し、○を記入してください。

## 2. オプション検査項目

検査項目	検査内容	確認 (実施可能なものに○)
喀痰細胞診	喀痰検査	
乳がん検診	視触診、マンモグラフィー又は乳腺超音波	
子宮頸がん検診	頸部細胞診又は経膣超音波	
脳ドック検査	脳ドック検査	

## 委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
財務省大臣官房会計課長 殿

住 所

氏 名  
又は  
会 社 名

代表者氏名

下記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1 代理人 住 所

所属(役職)  
氏 名

2 委任事項 総合健康診査業務に係る参加申込及び契約に関する一切の権限

3 委任期間 令和 年 月 日  
(申込書等提出日)

所 属	氏 名	電話番号	メールアドレス

(※名刺を添付することで、記載を省略することができる。)

## 指名停止等に関する申出書

令和 年 月 日  
(申出書提出日)

支出負担行為担当官  
財務省大臣官房会計課長 殿

住 所

氏 名

又は  
会 社 名

代表者氏名

総合健康診査業務の公募に対する申込みに当たり、当社は、各省各庁から、指名停止等を受けていないことを申し出ます。

また、本日以降に、各省各庁から指名停止等の措置を受けた場合は、直ちに指名停止等の通知書等を提示するとともに、本件には参加いたしません。

## 誓 約 書

- 私  
 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別添役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者  
(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者  
(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者  
(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者  
(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

財務省大臣官房会計課長 殿

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 添付書類：役員等名簿

## 役員等名簿

法人(個人)名:

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
	( )	T S H 年 月 日	男 ・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男 ・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男 ・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男 ・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男 ・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男 ・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男 ・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男 ・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男 ・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男 ・ 女	
	( )	T S H 年 月 日	男 ・ 女	

(注)法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

(様式第6号)  
令和 年 月 日  
(申請書提出日)

支出負担行為担当官  
財務省大臣官房会計課長 殿

(申請者)  
住 所  
氏 名  
又は  
会 社 名  
代表者氏名

業務の一部再委託の内容

○ 件名 : 総合健康診査業務

○ 委託予定先の内容

名 称				
本 店	所 在 地			
	電 話 番 号		社 員 数	
代表者	役 職			
	氏 名			
設 立 年 月 日				
企 業 概 要				
委託予定の業務内容				
委 託 の 必 要 性				

※ 注意事項等については、裏面を参照すること。

(注 意 事 項 等 )

- 1 公募に参加する者は、本件公募に係る業務の一部を再委託する予定がある場合には、申込書等の受領期限までに、当該書類を支出負担行為担当官に提出すること。
- 2 「委託予定の業務内容」については、業務が特定できるようにできる限り詳細に記載すること。
- 3 「委託の必要性」については、「技術的に可能となる理由」又は「適正な費用で実施可能となる理由」等について記載すること。
- 4 業務委託承認申請書には、情報セキュリティ対策基準（平成13年1月6日最高情報セキュリティ責任者決定）第4部に基づき、仕様書に定める再委託先に関する必要な情報を添付すること。
- 5 再委託の内容等に関し、説明若しくは資料の提出を求められた場合には、それに応じること。
- 6 契約締結後は、支出負担行為担当官に「業務委託承認申請書」を提出し、その承認を得ること。

(様式第7号)  
令和 年 月 日  
(申請書提出日)

支出負担行為担当官  
財務省大臣官房会計課長 殿

(申請者)

住 所

氏 名

又は

会 社 名

代表者氏名

### 業務委託承認申請書

総合健康診査業務に関する契約の第8条に基づき、次のとおり申請する。

#### ○ 委託予定先の内容

名 称				
本 店	所 在 地			
	電 話 番 号		社 員 数	
代表者	役 職			
	氏 名			
設 立 年 月 日				
委 託 開 始 年 月 日				
委 託 金 額 (円)				
拠 点	名 称			
	開 始 年 月 日			
	所 在 地			
	電 話 番 号		社 員 数	
委託予定の業務内容				
委 託 の 必 要 性				

※ 注意事項等については、裏面を参照すること。

#### ○処理整理欄 (処理決定日: 年 月 日)

審査年月日		審査結果	承認又は不承認の理由	審査担当整理欄
担当課	・ ・	承 認 ・ 不 承 認		
会 計 課	・ ・	承 認 ・ 不 承 認		

※ 「処理整理欄」は、記載しないこと。

( 注意事項等 )

- 1 申請者は、契約締結後、速やかに業務委託承認申請書を提出すること。  
なお、企画競争などの技術評価を行って業者を決定する場合は、事前に技術力の確認のため、申請書の提出を求める場合がある。
- 2 「委託金額（円）」については、業務委託先との契約金額を記載すること。
- 3 「拠点」において、当該法人が複数の拠点を有する際には、代表的な名称のみを記載し、同所在地欄にその拠点数を記載すること。
- 4 「委託予定の業務内容」については、業務が特定できるようにできる限り詳細に記載すること。
- 5 業務委託承認申請書には、委託先業者の資格審査等級決定通知書の写しを添付すること。
- 6 業務委託承認申請書には、情報セキュリティ対策基準（平成13年1月6日最高情報セキュリティ責任者決定）第4部に基づき、仕様書に定める再委託先に関する必要な情報を添付すること。
- 7 業務委託承認申請書の内容に関し、当省から説明若しくは資料の提出を求められた場合は、それに応じること。
- 8 委託開始年月日前までに不承認の連絡がない場合には、承認があったものとみなす。
- 9 申請内容に変更が生じた場合には、速やかに書面により連絡すること。

## 契 約 書 (案)

支出負担行為担当官財務省大臣官房会計課長 ○○ ○○ (以下「甲」という。)、財務省共済組合財務本省支部長財務省大臣官房厚生管理官 ○○ ○○ (以下「乙」という。) 及び【契 約 者】(以下「丙」という。) とは次の条項により、総合健康診査業務に関する契約を締結する。

### (信義誠実の原則)

第1条 甲、乙 (以下「甲等」という。) 及び丙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

### (契約の目的)

第2条 本契約では、別紙2「仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき行う、総合健康診査業務 (以下「本業務」という。) に関する事項を定めるものである。

2 丙は、本契約の条項に従い、本業務を行い、甲及び乙の組合に所属する財務本省支部長 (以下「支部長」という。) は、丙にその対価を支払うものとする。

### (履行場所)

第3条 業務の履行場所は、次のとおりとする。

#### 【契約相手方における業務実施施設の住所及び名称】

2 甲等は、必要に応じて、前項の履行場所を視閲することができるものとする。  
3 丙が第1項の履行場所を使用するに当たって遵守すべき事項については、甲等及び丙協議の上、決定するものとする。

### (契約期間)

第4条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### (契約金額等)

第5条 本契約は単価による契約とし、その単価 (消費税額及び地方消費税額 (以下「消費税等」という。) を含む。) は別表1-1～1-4「契約業務及び契約単価」のとおり。なお、受検予定者数は、882名を見込むが、複数の検査機関との契約であることから、丙の施設を必ずしも受検するとは限らない。

2 前項の消費税等は消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

(契約保証金)

第6条 甲等は、本契約に係る丙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第7条 丙は、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を甲等の承認を得た場合を除き第三者（丙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲等の丙に対する弁済の効力は、甲等が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(下請け、委託等の禁止)

第8条 丙は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 丙は、原則として業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲等に協議し、承認を得た場合はこの限りでない。

3 前項ただし書により甲等が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、丙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。

4 第2項ただし書により甲等が承認した場合でも、丙は甲等に対し、承認を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。

5 第2項ただし書にかかわらず、丙は、第20条第2項第12号から第16号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）とすることはできない。

6 丙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。なお、この場合において、丙は、甲等に対して損害賠償その他名目のいかんを問わず金銭を要求することができないものとする。

7 甲等は、丙が次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき。

(2) 正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、

若しくは下請負人等に対し下請負人等が締結した契約を解除させるためにとりうる措置を講じないとき。

- 8 前項の場合、丙は甲等が実際に被った損害について、第25条に規定する損害賠償責任を免れない。

(受注条件の維持)

第9条 丙は、本契約が終了するまで、仕様書に定める条件を維持しなければならない。

(秘密の保持)

第10条 丙は、甲等の与えた指示及び本契約の遂行上知り得た甲等の秘密情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報及び甲等の施設内又はそれに準じる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。以下「秘密情報」という。）を保持し、これを本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

- 2 丙は、本業務及び前項にて秘密保持義務を負っている甲等の秘密情報が化体されたソフトウェア、図面、書類、データ等を、本契約履行のために必要な範囲の従事者以外の者に開示し、または使用させてはならない。
- 3 丙は、自らの従事者その他の者に対して、本条の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。
- 4 丙が本条の義務に違反した場合には、甲等は丙に対して、契約金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができる。この場合、丙は、甲等が実際に被った損害について、第25条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。
- 5 個人情報に関する取扱いについては、前各項に掲げるほか別紙1の取扱いを遵守しなければならない。
- 6 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

(費用負担)

第11条 本業務の遂行に要する一切の費用は、丙の負担とする。

(服務等)

第12条 丙は、業務を行うに当たっては、甲等の指示に従い、常に善良な管理者の注意をもって行わなければならない。

- 2 丙は、丙の従事者の身元、風紀、衛生及び規律の維持に関して一切の責任を負うものとする。
- 3 甲等は、丙の従事者が不適当と認めたときは、丙に対して従事者の交替を求めることができる。
- 4 丙は業務を行うに当たっては、必要に応じ現場責任者を定め、甲等に通知するもの

とする。

(業務実施日の予約等)

第 13 条 甲等は、業務の実施を希望する日の 10 日前までに丙に対し、業務実施希望日を連絡し、甲等と丙で協議の上、業務実施日（以下「実施日」という。）を予約するものとする。

- 2 甲等は、受検者の都合により、実施日に受検が不可能となった場合は、速やかに丙に通知し、予約を解約するものとする。
- 3 前項の規定による解約の場合には、丙は、甲等に違約金の請求はしないものとする。

(監督)

第 14 条 甲等は、本契約の履行に関し、甲等の指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に丙の本業務の遂行を監督させ、又は、必要な指示をさせることができる。

- 2 丙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。
- 3 甲等は、第 8 条第 2 項ただし書の規定により承認した場合には、丙に対し、本契約上の義務の履行に関して為された丙と第三者との間の契約内容の開示を要求することができるものとする。

(事情変更)

第 15 条 甲等及び丙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、協議して本契約の全部又は一部を変更することができる。なお、丙から労務費、原材料費又はエネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合には、その可否について迅速かつ適切に協議するものとする。

- 2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲等及び丙協議して書面により定めるものとする。

(期間の延長)

第 16 条 丙は、天災地変その他正当な理由により契約に定める期限までに業務を終了することができない場合は、正当な理由を明らかにして甲等に期間の延長を求めることができる。

- 2 甲等は、丙の理由をやむを得ないものと認めたときは、甲等が相当と認める日数の期間を延長することができる。
- 3 丙は、仕様書に定める期限までに業務を終了することができないと認めたときは、直ちにその理由及び業務終了予定期日等を甲等に申し出て、甲の承認を得なければならない。
- 4 丙の責に帰すべき事由による延期の申し出があった場合、丙は、違約罰として甲等

に対し、遅延日数に応じ、各業務の契約金額に対して「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」に定める率の遅延損害金を納付するものとする。

5 前項の場合、丙は、甲等が実際に被った損害について、第25条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

(検査)

第17条 丙は、月毎に当該月中に実施した本業務について、速やかに甲等に報告し、甲等の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならぬ。

2 甲等は、丙から前項の規定による報告を受けた日から10日以内に検査職員をして検査を行わなければならない。

3 甲等の要求があった場合には、丙は、甲等の実施する検査に立ち会うため、丙の要員を派遣しなければならない。

4 丙は、第1項の検査に合格したときをもって業務を完了したものとする。

5 検査の結果不合格の場合、丙は、検査職員の指示に従い、遅滞なく必要な修補を行った上、再度検査を受けなければならない。

6 第3項及び第5項に係る一切の費用は、丙の負担とする。

(契約金額の請求及び支払)

第18条 丙は、本業務を完了したときは、各月経過後、甲等があらかじめ定める書式又は甲等に事前に提出してその承認を得た丙の書式による支払請求書をもって、完了した業務に相当する契約金額（受検者の自己負担分を除いた金額）の支払を甲等に請求するものとする。

2 前項の請求金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 甲等は、丙から適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に、丙の金融機関の口座へ振込みにより支払わなければならない。

4 前項の期限内に甲等の支払がないときは、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」の定めるところによる。

(業務完了後における説明等)

第19条 丙は、本業務の完了後においても、甲等から本業務の内容について説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

### (解 除)

第20条 甲等は、自己の都合により、丙に対し1か月の予告期間をもって書面により通告し、本契約を解除することができる。

2 甲等は、丙に次の各号に該当する事由が生じ、その事由により丙による本契約上の義務の履行に支障が生じると認められるときは、甲等は、何らの通知又は催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないととき。
- (2) 相当な理由なく、期間内に本契約を履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 甲等に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
- (4) 財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる事由があるとき。
- (5) 本業務の履行に著しい遅延のあったとき。
- (6) 第17条に規定する再検査を経ても検査に合格する見込みがないと認められるとき。
- (7) 監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき。
- (8) 自己の財産について、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立てがあったとき。
- (9) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき又は清算に入ったとき。
- (10) 手形、小切手の不渡り等、支払停止、支払不能等の事由が生じたとき。
- (11) 解散の決議をしたとき。
- (12) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (13) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (14) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (15) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (16) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (17) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき。
- (18) 自ら又は第三者を利用して、法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。
- (19) 自ら又は第三者を利用して、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる

行為をしたとき。

(20) 自ら又は第三者を利用して、偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為をしたとき。

(21) その他、第17号から第20号に準ずる行為をしたとき。

3 甲等が前項の規定により本契約を解除した場合、丙に対して、契約金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。

4 丙が、本契約で別途定める場合を除き、本契約上の規定に違反した場合には、甲等は、第1項の解除をしない場合でも、丙に対して契約金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。

5 前2項の場合、丙は、甲等が実際に被った損害について、第25条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

(本契約の任意解約等)

第21条 甲等は、必要に応じて本契約の内容を変更し、又は本契約を一時中止し、若しくは打切ることができるものとする。

2 甲等が前項により本契約の内容変更又は一時中止若しくは打切りをした場合には、甲等は、丙の要求により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に規定する費用を補償するものとする。

(1) 本契約の内容変更の場合 合理的な追加費用

(2) 本契約の一時中止又は打切の場合 当該時点までに丙に発生した合理的な費用

3 前項の場合において、丙は、甲等に対して前項の費用以外に損害賠償その他名目のいかんを問わず金銭を要求することができないものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第22条 甲等は、本契約に関し、丙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項、第2項若しくは第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 丙又は丙の代理人（丙又は丙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁

止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 丙は、本契約に関して、丙又は丙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲等に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第23条 丙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲等が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲等が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった(同訴訟が取り下げられた場合を含む。)又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)、第7条の9第1項、第2項又は第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった(同訴訟が取り下げられた場合を含む。)又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき(独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。)。
  - (3) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 丙又は丙の代理人(丙又は丙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用者)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 丙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲等が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)、第7条の9第1項又は第2項の規定による納付命令(独占禁止法第7条の3第1項、第2項又は第3項

の規定の適用がある場合に限る。)を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった(同訴訟が取り下げられた場合を含む。)又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき(独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。)。

- (2) 当該刑の確定判決において、丙が違反行為の首謀者であることが認定されたとき。
  - (3) 丙が甲等に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 丙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、第25条に定める損害の額が違約金を超過する場合において、甲等がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

#### (調査)

第24条 甲等は必要と認める場合には、期限を示して、丙にその業務若しくは資産の状況に關し報告若しくは帳簿書類その他の資料の提出を求め、又は甲等の指定する者(甲等と契約関係にある公認会計士等を含む。)を丙の営業所、工場その他の関係場所に派遣して必要な調査をさせることができるものとする。

- 2 丙は、前項の規定による報告及び資料の提出並びに調査に協力しなければならない。
- 3 第1項の規定による報告若しくは資料の提出又は調査に關して、丙が報告若しくは資料の提出をせず、若しくは丙が虚偽の報告若しくは資料を提出し、又は丙が調査に協力しない場合には、甲等は、丙に対して、契約金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。
- 4 前項の場合において、丙は、甲等が実際に被った損害について、第25条に規定する損害賠償を免れないものとする。

#### (損害賠償)

第25条 丙は、債務不履行に基づき甲等に損害を与えた場合は、甲等に対し、一切の損害を賠償するものとする。

- 2 前項の損害には、甲等が丙に対し履行を求める一切の費用、国民等から、不服申立て等が提起された場合において甲等が国民等に支払を要する金額及び甲等が不服申立て等を防衛するために要した一切の費用並びにこれらのために要する訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。

#### (賠償金等の徴収)

第26条 丙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲等の指定する期間内に支払

わないので、甲等は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日までの日数に応じ「国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）」に定める率で計算した利息を付した額と、甲等の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲等は、丙から遅延日数に応じ「国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）」に定める率で計算した額の遅延損害金を徴収する。

（不当介入に関する通報・報告）

第27条 丙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲等に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

（紛争の解決）

第28条 本契約について、甲等と丙との間で協議を要するものにつき協議が整わないとき、又は甲等と丙との間に紛争が生じたときは、甲等の所在地を管轄する地方裁判所に調停の申し立てを行い、甲等及び丙双方ともこれに服するものとする。

2 前項の規定による解決のために要する一切の費用は、甲等と丙の平等の負担とする。

（法律、規格等の遵守）

第29条 丙は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令、規格等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

（人権尊重努力義務）

第30条 丙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

（補 則）

第31条 本契約に関して疑義を生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、甲等と丙が協議して定めるものとする。

本契約の締結の証として本書2通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、乙及び丙が各1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　東京都千代田区霞が関3-1-1  
支出負担行為担当官  
財務省大臣官房会計課長  
○○　○○

乙　　東京都千代田区霞が関3-1-1  
財務省共済組合財務本省支部長  
財務省大臣官房厚生管理官  
○○　○○

丙　　【契約者】

## 個人情報に関する取扱い（第10条第5項）

### （定義）

第1条 本契約における個人情報とは、甲等から丙に開示又は提供される情報のうち、生存する個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声等によって当該個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む。）として甲等が指定する情報をいう。

### （秘密保持）

第2条 丙は、甲等の事前の書面による承諾なく、いかなる方法によっても個人情報を第三者（丙の子会社（会社法第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に開示又は提供等してはならないものとする。

- 2 甲等は前項の承諾を求められた場合、必要に応じて第三者との契約書案の写し、その他甲等の指定する書類の提出を丙に求めることができるものとする。
- 3 丙は、甲等の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本契約書と同等の義務を課さなければならない。なお、第三者が個人情報の紛失、破壊、盗用、改竄及び漏洩などの事故等（以下「事故等」と言う。）故意、過失を問わない。）を発生させ、甲等又は個人情報から識別される個人に損害を与えた場合、丙はその損害を賠償しなければならない。

### （個人情報の使用）

第3条 丙は、個人情報を本件業務の遂行に必要な範囲に限り使用できるものとする。

### （複製等）

第4条 丙は、個人情報を本件業務遂行に必要な場合であって、かつ、甲等の事前の書面による承諾がある場合に限り、複製又は加工をすることができるものとする。

- 2 丙は、前項により複製又は加工した個人情報についても、本契約書上の個人情報として取扱うものとする。

### （管理）

第5条 丙は、個人情報の漏洩、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 丙は、前項にて実施する安全管理措置のうち、少なくとも次の各号を定め甲等の承認を得るものとし、甲等が更に安全管理措置を指定する場合にはこれを実施するものとする。

- (1) 個人情報の取扱い責任者
- (2) 個人情報に接する従業員その他本件業務遂行に従事する者
- (3) 個人情報の授受、移送方法
- (4) 個人情報の保管場所及び保管・管理（以下「保管等」と言う。）の方法
- (5) 個人情報の具体的な取扱手順及び利用方法
- (6) 個人情報の取扱いに使用する装置、機器、触体等への技術的安全装置の内容
- (7) 従業員等への個人情報保護の教育、訓練の実施の有無等

3 丙は、本件業務を遂行するために個人情報に接する必要のある従業員その他、業務遂行に従事する者（以下「従業員等」と言う。）以外の者が個人情報に接することのないように個人情報を保管等するものとし、また、丙の責任において個人情報に接する従業員等に本契約の義務を遵守させなければならない。

（個人情報の取得）

第6条 丙は、本件業務の遂行上、甲等から指示がある場合を除き丙自ら個人情報に該当する情報を取得してはならない。なお、丙が個人情報の取得を要すると判断した場合には、甲等に通知のうえ甲等の指示に従うものとする。なお、甲等が丙の個人情報の取得を必要と認める場合には可能な限り個人情報を特定し、その指示は文書にて行うこととする。

（問合せ等）

第7条 丙は、個人情報に関する開示、訂正、利用停止等の請求又は問合せを受けた場合、直ちに甲等に連絡のうえ、甲等の指示に従わなければならない。

（個人情報の返還）

第8条 丙は、甲等の要求がある場合、又は本件業務が終了した場合、甲等の指示に従い丙の責任と負担において個人情報を甲等に返還、破棄若しくは消去しなければならない。なお、甲等の求めに応じ、破棄、消去の方法、完了日等を甲等に報告するものとする。

（事故発生時の対応等）

第9条 丙は、個人情報に関する事故等の発生、若しくはその恐れがあることを知った場合、直ちに甲等に連絡し、甲等の指示の下に、丙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。なお、事故等の発生により甲等又は情報主体本人に損害を与えた場

合には、丙はその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、個人情報の情報主体との関係などから丙自ら上記の対応策を講ずることが必要と判断するときは、丙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。ただし、その場合であっても事後甲等に報告し了解を得るものとする。なお、丙自らの対応策についても甲等が指示する場合は、甲等の指示に従うものとする。
- 3 前2項における連絡及び対応策の実施は丙の債務不履行に係る責任を免除するものではない。

(再委託の取扱)

第10条 丙は、甲等の書面等による承諾がなく、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 甲等は、前項の承認を求められた場合、必要に応じて丙に対し、第三者との契約書の写し、その他甲等の指定する書類の提出を求めることができるものとする。
- 3 丙は、甲等の事前の書面等による承諾を得て第三者に対し本別紙1と同等の義務を課さなければならない。また、当該第三者が事故等を発生させた場合であっても甲等又は情報主体本人に損害を与えた場合には、丙はその損害を賠償するものとする。

(監査)

第11条 丙は、本件業務期間中、少なくとも6ヶ月に1回又は甲等が求めた場合はその都度、第2条から第4条並びに第5条にて実施する安全管理措置の実施状況を甲等に報告するものとする。

- 2 甲等は、丙の業務の履行場所、施設等に立ち入り、本別紙1上の義務の遵守状況を確認できるものとする。なお、立ち入りの方法等については甲等と丙で協議するものとする。
- 3 甲等は、前各項の結果、不備等が確認された場合、必要な指示を行うことができるものとする。
- 4 第1項又は第2項の結果、事故等が発生する蓋然性が高い不備があると甲等が判断した場合、或いは第3項の指示後相当の期間経過後においても不備が是正されない場合、又は指示に従わない場合、甲等は直ちに無償にて本件業務の全部又は一部を解除できるものとする。また、甲等に損害が生じた場合には、丙は、その損害を賠償しなければならない。

## 仕様書

### 1 件名

総合健康診査業務

### 2 業務内容

財務本省及び財務省共済組合財務本省支部の受検者に対する総合健康診査業務の実施、判定及び報告（以下「業務」という。）。

### 3 実施方法

#### (1) 受検者の受入れ及び日程調整

イ 財務省共済組合財務本省支部長（以下「支部長」という。）又は受検者は受注者に対し受検希望日等を連絡するので、受注者は受検日等を調整し、決定後、支部長又は受検者に連絡する。

なお、日程調整等が必要な場合には、その都度、支部長又は受検者と受注者で協議することとする。

ロ 検査に必要な検査容器等については、受検者ごとに封入の上、受検予定日の原則5日前までに支部長又は受検者の指定する場所まで直接送付する。

#### (2) 検査の実施

受注者は、受検者に対し検査項目一覧表（仕様書別紙1）に掲げる検査項目及び検査内容を含む業務を実施する。

なお、検査項目一覧表（仕様書別紙1）に記載する検査項目は基本検査項目であることから、その他の検査項目については、受検者本人の希望により実施することができるものとする。

また、検査に使用する問診票は、「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）に基づく特定健康診査（以下「特定健診」という。）の質問項目を反映させたもの又は質問票（仕様書別紙2）と同等のものとすること。

#### (3) 検査結果の説明

検査項目一覧表（仕様書別紙1）の検査項目の他、診察内容及び諸検査結果についても必ず受検者に対し直接説明し、精密検査が必要である場合は、その必要性を説明すること。所見については、今後の具体的な対応についても記載すること。（仕様書別紙3）

なお、検査結果等について、支部長から照会があった場合は、受注者はこれに誠意をもって対応するものとする。

#### (4) 結果の報告等

##### ○ 総合健康診査結果

総合健康診査の報告書は電子データ及び紙媒体で作成することとし、報告書作成の留意点及び各々の報告方法は以下のとおりとする。健診が少ない月であっても必ず電子データも提出すること。

###### ① 報告書作成の留意点

職員が継続して総合健康診査を受検している場合は、総合健康診査結果報告書に必ず過去の検査結果を併記すること。

- ② 受検者が全額自己負担した検査の結果報告書については、本人のみに送付すること。
- ③ 電子データの報告方法
  - 電子データについては、CSV形式等により提供する。なお、フォーマットについては、支部長と調整すること。
  - また、電子データの送付に当たっては、送付状を添付して、内容物を明記の上、誤送付のないよう、支部長が指定する場所へ送付すること。

#### ④ 紙媒体の報告方法

報告書を2部作成し、うち1部は、1か月分とりまとめの上、翌月10日までにそれぞれ支部長が指定する場所へ送付し、うち1部については、随時受検者本人に適宜の方法により交付すること。

### ○ 特定健診結果の報告

特定健診対象者に係る特定健診の検査結果を受診月ごとにとりまとめ、支部長が指示する送付先へ原則として電子データで送付することとし、やむを得ない場合は紙媒体にて送付すること。なお、送付期限は、電子データ又は紙媒体の場合も受診月の翌月10日を原則とする。

#### (イ) 電子データで送付する場合（原則）

電子データについては、原則としてXML形式により提供するものとし、同方式にて提供できない場合に限ってCSV形式にて提供する。なお、フォーマットについては送付先と協議すること。

また、送付にあたっては、送付書（仕様書別紙4）を添付して記載事項を明記の上、送付すること。

なお、送付先については、決定次第連絡する。

#### (ロ) 紙媒体で送付する場合（例外）

受検者ごとに特定健診検査結果報告書及び特定健診問診票をセットにし、送付書（仕様書別紙4）を添付して記載事項を明記の上、送付すること。

なお、送付先については、決定次第連絡する。

## 4 費用負担

業務の遂行に要する一切の費用は、受注者の負担とする。

## 5 請求及び領収

契約金額の請求及び領収方法については、次のとおりとする。

#### (1) 国に対する請求

契約書に基づき、「定期健康診断費用」と明記して、各月経過後、財務省大臣官房会計課長に請求するものとする。

#### (2) 共済組合に対する請求

契約書に基づき、「総合健康診査費用」と明記して、各月経過後、支部長に請求するものとする。なお、請求時には特定健診結果について送付先への受検者ごとの送付状況の報告を求めるがあるので常に把握しておくこと。

#### (3) 受検者からの領収

業務に係る費用のうち、受検者の自己負担分については、検査当日に受検者本人から受注者が領

収するものとする。なお、受検者が債務を履行しない場合には、支部長が責任をもって受注者に対する債務の履行にあたることとする。

## 6 その他

(1) 業務の実施に当たっては、事前に財務省と十分協議を行うこと。

(2) 業務に関する法令及び規則を遵守すること。

(3) 業務の一部又は全部を第三者に委託することなく遂行すること。

ただし、受注者は事前に財務省に対し業務の一部について委託の事実が明らかになる契約書等の写しを提出し、財務省及び受注者が協議の上、甲等が承認した場合は第三者に委託できる。

(4) 業務の実施に当たっては、受検者のプライバシーが守られるように細心の注意を払うとともに、

受検者に無用な不快感及び不安感等を与えることのないよう留意すること。

(5) 業務の結果、更に精密検査を行う場合は、受検者の負担で行うものとする。

(6) 本仕様書に記載していない事項については、その都度、財務省及び受注者の間で協議する。

## 検査項目一覧表

検査項目	検査内容
既往歴及び業務歴	
自覚（他覚）症状の検査	問診、視診、触診、聴診など
身体計測	身長、体重、腹囲、B M I 、肥満度
血圧測定	収縮期、拡張期
視力	矯正視力
眼底	両眼
眼圧	両眼
聴力	1 0 0 0 H z 、 4 0 0 0 H z
胸部X線撮影	正面、側面
尿検査	p H 、比重、蛋白、糖、ウロビリノーゲン、潜血、尿沈渣、ケトン体
心電図	安静時心電図
血液検査	総コレステロール、H D Lコレステロール、L D Lコレステロール、中性脂肪、 $\beta$ リポ蛋白、G O T、G P T、 $\gamma$ -G T P、A L P、L A P、L D H、総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、A/G比、アミラーゼ、コリンエステラーゼ、アルブミン、グルコース、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、Na、C1、K、Ca、P、血清鉄、赤血球数、白血球数、ヘモグロビン、ヘマトクリット、血小板数、血液像、白血球像、H b A 1 c 、M C V、M C H、M C H C、梅毒検査、H B s 抗原、H C V 抗体、C R P 定量、蛋白分画、血糖、e G F R、N o n-H D Lコレステロール
上部消化管X線撮影又は内視鏡検査	胃、食道、十二指腸
便潜血検査	免疫学的2日法
腹部超音波	胆嚢、肝臓、脾臓、腎臓、脾臓
肺機能検査	肺活量実測値、%肺活量、1秒量、1秒率

※検査内容について、他の検査方法によっても同様の結果が得られると認められる場合は、検査方法を変更することができる。

**質問票**  
(第3期特定健診の基本的な健診項目に含まれる標準的な質問項目)

(仕様書別紙2)

フリガナ		性別	生年月日
氏名		男・女	西暦 年 月 日
健診種別		健診受診日	
定期健康診断・人間ドック		西暦 年 月 日	

	質問項目	回答	回答欄
1~3 (必須)	現在、aからcの薬を使用していますか。 1 a. 血圧を下げる薬 2 b. 血糖を下げる薬又はインスリン注射 3 c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬	① はい ② いいえ	
4	医師から、脳卒中(脳出血、脳梗塞等)にかかっていると言われたり、治療を受けたことがありますか。	① はい ② いいえ	
5	医師から、心臓病(狭心症、心筋梗塞等)にかかっていると言われたり、治療を受けたことがありますか。	① はい ② いいえ	
6	医師から、慢性腎臓病や腎不全にかかっていると言われたり、治療(人工透析など)を受けていますか	① はい ② いいえ	
7	医師から、貧血と言われたことがありますか。	① はい ② いいえ	
8 (必須)	現在、煙草を習慣的に吸っていますか。 (※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、「合計100本以上、又は6ヶ月以上吸っている者」であり、最近1ヶ月間も吸っている者)	① はい ② いいえ	
9	20歳の時の体重から10kg以上増加していますか。	① はい ② いいえ	
10	1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施していますか。	① はい ② いいえ	
11	日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施していますか。	① はい ② いいえ	
12	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速いですか。	① はい ② いいえ	
13	食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。	① 何でもかんで食べることができる ② 歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくことがある ③ ほとんどかめない	
14	人と比較して食べる速度が速いですか。	① 速い ② 普通 ③ 遅い	
15	就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ありますか。	① はい ② いいえ	
16	朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。	① 毎日 ② 時々 ③ ほとんど摂取しない	
17	朝食を抜くことが週に3回以上ありますか。	① はい ② いいえ	
18	お酒(日本酒、焼酎、ビール、洋酒など)を飲む頻度はどのくらいですか。	① 毎日 ② 時々 ③ ほとんど飲まない(飲めない)	
19	飲酒日の1日当たりの飲酒量 日本酒1合(180ml)の目安 → ビール500ml、焼酎(25度)110ml、 ウイスキーダブル1杯(60ml)、 ワイン2杯(240ml)	① 1合未満 ② 1~2合未満 ③ 2~3合未満 ④ 3合以上	
20	睡眠で休養が十分とれていますか。	① はい ② いいえ	
21	運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いますか。	① 改善するつもりはない。 ② 改善するつもりである。 (概ね6ヶ月以内) ③ 近いうちに(概ね1ヶ月以内)改善するつもりであり、少しづつ始めている。 ④ 既に改善に取り組んでいる(6ヶ月未満) ⑤ 既に改善に取り組んでいる(6ヶ月以上)	
22	生活習慣の改善について保健指導を受ける機会があれば、利用しますか。	① はい ② いいえ	

※(必須)…階層化に必要とされる質問項目であり特定健診における必須項目

所見記載例

記載例1

〇〇に異常が認められるため、〇〇月後に※再検査(精密検査)して下さい。

記載例2

〇〇に異常が認められるため、〇〇科を受診して下さい。

記載例3

〇〇に異常が認められますが、日常生活に問題ありません。

※検査項目を具体的に記すこと。

## 送付書

### 【特定健診結果送付用】

支部名	財務省共済組合( )支部	
健診機関名	機関番号( )	
担当者名	部署名	氏名
連絡先	電話 ( )	FAX
送付先		
送付物	特定健康診査 結果データ	

#### 送付時の記録

次の授受方法に従い、確かに受領したことをここに確認します。

データの区分 [ 新規 · 再送 ]

授受方法 紙 健診結果(問診票含む) 件分

電子 [ FD · CD-R · MO ] 枚 件分

その他 [ ]

送付の日付 [ 年 月 日 ]

送付の方法 [ 郵送【簡易書留】 ]

発送者	送付先の個人情報に関する責任者
署名	署名

送付状と兼ねていますので、データ送付の際に一緒にお送りください。

データ内容確認後、FAXにて返送いたしますので、必ずFAX番号を記載ください。データ内容に確認・不備がある場合、委託業者より連絡し再度提出いただく場合があります。

## 検査項目一覧表

検査項目	検査内容
既往歴及び業務歴	
自覚（他覚）症状の検査	問診、視診、触診、聴診など
身体計測	身長、体重、腹囲、B M I 、肥満度
血圧測定	収縮期、拡張期
視力	矯正視力
眼底	両眼
眼圧	両眼
聴力	1 0 0 0 H z 、 4 0 0 0 H z
胸部X線撮影	正面、側面
尿検査	p H 、比重、蛋白、糖、ウロビリノーゲン、潜血、尿沈渣、ケトン体
心電図	安静時心電図
血液検査	総コレステロール、H D Lコレステロール、L D Lコレステロール、中性脂肪、 $\beta$ リポ蛋白、G O T、G P T、 $\gamma$ -G T P、A L P、L A P、L D H、総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、A/G比、アミラーゼ、コリンエステラーゼ、アルブミン、グルコース、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、Na、C1、K、Ca、P、血清鉄、赤血球数、白血球数、ヘモグロビン、ヘマトクリット、血小板数、血液像、白血球像、H b A 1 c 、M C V、M C H、M C H C、梅毒検査、H B s 抗原、H C V 抗体、C R P 定量、蛋白分画、血糖、e G F R、N o n-H D Lコレステロール
上部消化管X線撮影又は内視鏡検査	胃、食道、十二指腸
便潜血検査	免疫学的2日法
腹部超音波	胆嚢、肝臓、脾臓、腎臓、脾臓
肺機能検査	肺活量実測値、%肺活量、1秒量、1秒率

※検査内容について、他の検査方法によっても同様の結果が得られると認められる場合は、検査方法を変更することができる。

**質問票**  
(第3期特定健診の基本的な健診項目に含まれる標準的な質問項目)

(仕様書別紙2)

フリガナ		性別	生年月日
氏名		男・女	西暦 年 月 日
健診種別		健診受診日	
定期健康診断・人間ドック		西暦 年 月 日	

	質問項目	回答	回答欄
1~3 (必須)	現在、aからcの薬を使用していますか。 1 a. 血圧を下げる薬 2 b. 血糖を下げる薬又はインスリン注射 3 c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬	① はい ② いいえ	
4	医師から、脳卒中(脳出血、脳梗塞等)にかかっていると言われたり、治療を受けたことがありますか。	① はい ② いいえ	
5	医師から、心臓病(狭心症、心筋梗塞等)にかかっていると言われたり、治療を受けたことがありますか。	① はい ② いいえ	
6	医師から、慢性腎臓病や腎不全にかかっていると言われたり、治療(人工透析など)を受けていますか	① はい ② いいえ	
7	医師から、貧血と言われたことがありますか。	① はい ② いいえ	
8 (必須)	現在、煙草を習慣的に吸っていますか。 (※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、「合計100本以上、又は6ヶ月以上吸っている者」であり、最近1ヶ月間も吸っている者)	① はい ② いいえ	
9	20歳の時の体重から10kg以上増加していますか。	① はい ② いいえ	
10	1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施していますか。	① はい ② いいえ	
11	日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施していますか。	① はい ② いいえ	
12	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速いですか。	① はい ② いいえ	
13	食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。	① 何でもかんで食べることができる ② 齒や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくことがある ③ ほとんどかめない	
14	人と比較して食べる速度が速いですか。	① 速い ② 普通 ③ 遅い	
15	就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ありますか。	① はい ② いいえ	
16	朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。	① 毎日 ② 時々 ③ ほとんど摂取しない	
17	朝食を抜くことが週に3回以上ありますか。	① はい ② いいえ	
18	お酒(日本酒、焼酎、ビール、洋酒など)を飲む頻度はどのくらいですか。	① 毎日 ② 時々 ③ ほとんど飲まない(飲めない)	
19	飲酒日の1日当たりの飲酒量 日本酒1合(180ml)の目安 → ビール500ml、焼酎(25度)110ml、 ウイスキーダブル1杯(60ml)、 ワイン2杯(240ml)	① 1合未満 ② 1~2合未満 ③ 2~3合未満 ④ 3合以上	
20	睡眠で休養が十分とれていますか。	① はい ② いいえ	
21	運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いますか。	① 改善するつもりはない。 ② 改善するつもりである。 (概ね6ヶ月以内) ③ 近いうちに(概ね1ヶ月以内)改善するつもりであり、少しづつ始めている。 ④ 既に改善に取り組んでいる(6ヶ月未満) ⑤ 既に改善に取り組んでいる(6ヶ月以上)	
22	生活習慣の改善について保健指導を受ける機会があれば、利用しますか。	① はい ② いいえ	

※(必須)…階層化に必要とされる質問項目であり特定健診における必須項目

定期健康診断として実施する検査項目一覧  
(35歳受検者)

検査項目	検査方法
既往歴及び業務歴	
身長	
体重	
腹囲	・問診、視診、触診、血圧測定など
肥満度の測定	
自覚(他覚)症状の検査	
血圧	
胸部X線間接撮影	
血糖検査	・血液化学検査(血糖)
尿検査(尿中の蛋白及び糖の有無の検査)	・尿中蛋白定量 ・尿中糖定量
心電図検査	・安静時心電図検査
LDLコレステロール	・血液化学検査(LDLコレステロール)
HDLコレステロール	・血液化学検査(HDLコレステロール)
中性脂肪	・中性脂肪量検査
貧血検査	赤血球数
	ヘモグロビン
肝機能検査	GOT
	GPT
	γ-GTP
	・血液学的検査診断
	・GOT検査
	・GPT検査
	・γ-GTP検査

## 送付書

### 【特定健診結果送付用】

支部名	財務省共済組合( )支部	
健診機関名	機関番号( )	
担当者名	部署名	氏名
連絡先	電話 ( )	FAX
送付先		
送付物	特定健康診査 結果データ	

#### 送付時の記録

次の授受方法に従い、確かに受領したことをここに確認します。

データの区分 [ 新規 · 再送 ]

授受方法 紙 健診結果(問診票含む) 件分

電子 [ FD · CD-R · MO ] 枚 件分

その他 [ ]

送付の日付 [ 年 月 日 ]

送付の方法 [ 郵送【簡易書留】 ]

発送者	送付先の個人情報に関する責任者
署名	署名

送付状と兼ねていますので、データ送付の際に一緒にお送りください。

データ内容確認後、FAXにて返送いたしますので、必ずFAX番号を記載ください。データ内容に確認・不備がある場合、委託業者より連絡し再度提出いただく場合があります。

## 契約業務及び契約単価（受検者1人に対する金額とする。）

【●●●病院】

【共済組合員】

(金額は消費税及び地方消費税を含む)

検査名	区分	受診料金(円)	契約単価		受検者
			甲	乙	
日帰り式	胃部X線あり	40歳以上			
		35歳			
		36~39歳、その他			
	胃部X線なし	40歳以上			
		35歳			
		36~39歳、その他			
1泊2日式	胃部X線あり	40歳以上			
		35歳			
		36~39歳、その他			
	胃部X線なし	40歳以上			
		35歳			
		36~39歳、その他			
オプション検査項目	胃内視鏡検査	50歳以上			
		その他			
	喀痰細胞診検査				
	乳がん検査	観触診			
		X線 (マンモグラ フィー)			
		マンモグラフィー及 び観触診			
		乳腺超音波 (エコー)			
		乳腺超音波及び観触 診			
		マンモグラフィー及 び乳腺超音波			
	子宮頸がん検査				
	脳ドック検査				

※ 区分欄の年齢は、令和8年4月1日現在とする。

※ 甲が支払う総合健診に係る金額は、別表2から4に掲げる年齢に応じた業務とする。

※ 喀痰細胞診検査は総合健康診断受診者のみ対象とする。

※ 乳がん検査及び子宮頸がん検査について乙が助成する金額の上限は10,000円とし、それを超える金額については、受検者の自己負担とする。

## 契約業務及び契約単価（受検者 1 人に対する金額とする。）

【●●●病院】

【共済組合員の被扶養配偶者】

(金額は消費税及び地方消費税を含む)

検査名	区分	受診料金（円）	契約単価		受検者
			甲	乙	
日帰り式	胃部X線あり	40歳以上			
		35歳			
		36～39歳、その他			
	胃部X線なし	40歳以上			
		35歳			
		36～39歳、その他			
1泊2日式	胃部X線あり	40歳以上			
		35歳			
		36～39歳、その他			
	胃部X線なし	40歳以上			
		35歳			
		36～39歳、その他			
オプション検査項目	胃内視鏡検査				
	喀痰細胞診検査				
	乳がん検査	視触診			
		X線 (マンモグラ フィー)			
		マンモグラフィー及 び視触診			
		乳腺超音波 (エコー)			
		乳腺超音波及び視触 診			
		マンモグラフィー及 び乳腺超音波			
	子宮頸がん検査				
	脳ドック検査				

※ 区分欄の年齢は、令和 8 年 4 月 1 日現在とする。

※ 喀痰細胞診検査は総合健康診断受診者のみ対象とする。

※ 乳がん検査及び子宮頸がん検査について乙が助成する金額の上限は 10,000 円とし、それを超える金額については、受検者の自己負担とする。

## 契約業務及び契約単価（受検者1人に対する金額とする。）

【●●●病院】

【任意継続組合員】

(金額は消費税及び地方消費税を含む)

検査名	区分	受診料金（円）	契約単価		受検者
			甲	乙	
日帰り式	胃部X線あり	40歳以上			
		35歳			
		36～39歳、その他			
	胃部X線なし	40歳以上			
		35歳			
		36～39歳、その他			
1泊2日式	胃部X線あり	40歳以上			
		35歳			
		36～39歳、その他			
	胃部X線なし	40歳以上			
		35歳			
		36～39歳、その他			
オプション検査項目	胃内視鏡検査				
	喀痰細胞診検査				
	乳がん検査	視触診			
		X線 (マンモグラ フィー)			
		マンモグラフィー及 び視触診			
		乳腺超音波 (エコー)			
		乳腺超音波及び視触 診			
		マンモグラフィー及 び乳腺超音波			
	子宮頸がん検査				
	脳ドック検査				

※ 区分欄の年齢は、令和8年4月1日現在とする。

※ 喀痰細胞診検査は総合健康診断受診者のみ対象とする。

※ 乳がん検査及び子宮頸がん検査について乙が助成する金額の上限は10,000円とし、それを超える金額については、受検者の自己負担とする。

## 契約業務及び契約単価（受検者1人に対する金額とする。）

【●●●病院】

【共済組合職員】

(金額は消費税及び地方消費税を含む)

検査名	区分	受診料金（円）	契約単価		受検者
			甲	乙	
日帰り式	胃部X線あり	40歳以上			
		35歳			
		36～39歳、その他			
	胃部X線なし	40歳以上			
		35歳			
		36～39歳、その他			
1泊2日式	胃部X線あり	40歳以上			
		35歳			
		36～39歳、その他			
	胃部X線なし	40歳以上			
		35歳			
		36～39歳、その他			
オプション検査項目	胃内視鏡検査	50歳以上			
		その他			
	喀痰細胞診検査				
	乳がん検査	視触診			
		X線 (マンモグラ フィー)			
		マンモグラフィー及 び視触診			
		乳腺超音波 (エコー)			
		乳腺超音波及び視触 診			
		マンモグラフィー及 び乳腺超音波			
	子宮頸がん検査				
	脳ドック検査				

※ 区分欄の年齢は、令和8年4月1日現在とする。

※ 喀痰細胞診検査は総合健康診断受診者のみ対象とする。

※ 乳がん検査及び子宮頸がん検査について乙が助成する金額の上限は10,000円とし、それを超える金額については、受検者の自己負担とする。

定期健康診断として実施する検査項目一覧  
(40歳以上受検者)

検査項目	検査方法
既往歴及び業務歴	
身長	
体重	
腹囲	・問診、視診、触診、血圧測定など
肥満度の測定	
自覚(他覚)症状の検査	
血圧	
胸部X線間接撮影	
血糖検査	・血液化学検査(血糖)
尿検査(尿中の蛋白及び糖の有無の検査)	・尿中蛋白定量 ・尿中糖定量
心電図検査	・安静時心電図検査
LDLコレステロール	・血液化学検査(LDLコレステロール)
HDLコレステロール	・血液化学検査(HDLコレステロール)
中性脂肪	・中性脂肪量検査
貧血検査	赤血球数
	ヘモグロビン
胃部X線間接撮影 又は(50歳以上に限り)胃内視鏡検査	
肝機能検査	GOT
	GPT
	γ-GTP
便潜血検査(2回法)	・糞便検査(ヘモグロビン) ・尿、糞便等検査判断

定期健康診断として実施する検査項目一覧  
(35歳受検者)

検査項目	検査方法
既往歴及び業務歴	
身長	
体重	
腹囲	・問診、視診、触診、血圧測定など
肥満度の測定	
自覚(他覚)症状の検査	
血圧	
胸部X線間接撮影	
血糖検査	・血液化学検査(血糖)
尿検査(尿中の蛋白及び糖の有無の検査)	・尿中蛋白定量 ・尿中糖定量
心電図検査	・安静時心電図検査
LDLコレステロール	・血液化学検査(LDLコレステロール)
HDLコレステロール	・血液化学検査(HDLコレステロール)
中性脂肪	・中性脂肪量検査
貧血検査	赤血球数
	ヘモグロビン
肝機能検査	GOT
	GPT
	γ-GTP
	・血液学的検査診断
	・GOT検査
	・GPT検査
	・γ-GTP検査

定期健康診断として実施する検査項目一覧  
(35歳未満及び36歳以上40歳未満受検者)

検査項目	検査方法
既往歴及び業務歴	
身長	
体重	
腹囲	・問診、視診、触診、血圧測定など
肥満度の測定	
自覚（他覚）症状の検査	
血圧	
胸部X線間接撮影	
尿検査（尿中の蛋白及び糖の有無の検査）	・尿中蛋白定量 ・尿中糖定量